

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を  
公布する。

平成22年6月29日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第1号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正  
する。

第8条の3第2項を削り、同条第1項中「のある」を「がいる」に改  
め、「(教職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を  
養育することができる者として次項に定める者に該当する場合における当  
該教職員を除く。)」を削り、「職務」を「業務」に、「を超える」を「以  
外の時間における」に改め、「(災害その他避けることのできない事由に  
基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第  
1項として次の1項を加える。

3歳未満の子がいる教職員が当該子を養育するために別に定めると  
ころにより正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限を請求した  
場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じ  
ることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間  
における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤  
務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

第 8 条の 3 第 3 項前段中「第 1 項」を「前項」に改め，同項後段中「第 1 項中」を「前項中」に，「のある」を「がいる」に改め，「(教職員の配偶者で当該子の親であるものが，常態として当該子を養育することができる者として次項に定める者に該当する場合における当該教職員を除く。)」を削る。

第 8 条の 4 第 1 項中「のある」を「がいる」に改め，同条第 2 項各号列記以外の部分中「次の」右に「各号の」を加え，同条第 3 項後段中「のある」を「がいる」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「祖父母」の右に「，孫」を加える。

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第11条関係）

特別休暇の基準及び期間

	基 準	期 間
(1)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	そのつど必要と認められる期間
(2)	風水震火災その他の非常災害により被災し、又は交通の遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合	そのつど必要と認められる期間
(3)	交通機関の事故等による不可抗力の場合	そのつど必要と認められる期間
(4)	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応じる場合	そのつど必要と認められる期間
(5)	選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合	そのつど必要と認められる期間
(6)	教職員の結婚の場合	6日以内でそのつど必要と認められる期間

(7)	<p>妊娠中又は出産後 1 年以内の教職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合</p>	<p>1 日を超えない範囲内で必要と認められる期間とし，その回数は，次のとおりとする。ただし，医師等の特別の指示があった場合は，いずれの期間についても，その指示された回数とする。</p> <p>妊娠 2 4 週まで 4 週間に 1 回  妊娠 2 5 週から 3 6 週まで 2 週間に 1 回  妊娠 3 7 週から出産まで 1 週間に 1 回  出産後 1 年以内 その間に 1 回</p>
(8)	<p>妊娠中の教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該教職員の心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要があると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間につき，1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要とされる期間</p>
(9)	<p>妊娠中の教職員が妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難である場合</p>	<p>3 週間以内で必要と認められる期間</p>

(10)	教職員の出産の場合	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては， 1 4 週間）前 の日から産後 8 週間を経過する 日までの期間
(11)	生理日に勤務することが著しく 困難である場合	1 回について 2 日以内で必要と する期間
(12)	教職員が生後 1 年 6 月に達しな い子を育児する場合	教職員とその配偶者の利用する 時間を合計して 1 日 9 0 分以内 とし，原則として 1 日 2 回各 4 5 分。ただし，通勤時間等の関 係によりやむを得ないと認めら れる場合は， 1 回 3 0 分を下ら ず合計 9 0 分を超えない期間
(13)	配偶者の出産の場合	3 日以内でそのつど必要と認め られる期間
(14)	配偶者が出産する場合で， (10) の 項に定める期間において， 当該 出産に係る子又は小学校就学の 始期に達するまでの子（配偶者 の子を含む。）の養育を行うと き。	当該期間内において 5 日以内で そのつど必要と認められる期間

(15)	<p>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>ア 当該子の看護</p> <p>イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い</p> <p>ウ 当該子が在籍し，又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>1年について7日（当該子を2人以上養育する教職員にあっては，10日）以内でそのつど必要と認められる期間</p>
(16)	<p>要介護者の介護その他の別に定める世話をを行う教職員が，当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年について5日（要介護者を2人以上介護する教職員にあっては，10日）以内でそのつど必要と認められる期間</p>
(17)	<p>明治6年太政官達第318号による父母の祭日の場合</p>	<p>慣習上最小限度必要と認められる期間</p>
(18)	<p>教職員の親族（別表第5の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，教職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等の</p>	<p>別表第5の親族の欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加え</p>

	ため勤務しないことが相当であると認められるとき。	た日数) の範囲内の期間
(19)	夏季において盆等の諸行事，心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	1年について7月から9月までの間の4日以内で，そのつど必要と認められる期間
(20)	財団法人骨髄移植推進財団が実施する骨髄バンク事業に係る骨髄バンクへの登録及び骨髄提供に関する一連の手續及び処置に応じる場合	そのつど必要と認められる期間
(21)	<p>教職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合</p> <p>ア 地震，暴風雨，噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的障害</p>	1年について6日以内でそのつど必要と認められる期間

がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講じることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国，地方公共団体又は公共的団体等で別に定めるものが主催等をする活動で，次に掲げるもの

(ア) 環境の保全を図る活動

(イ) 国際交流を図る活動

(ウ) 青少年の健全育成を図る活動

(エ) 文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる活動のほか，社会に貢献する



	活動で別に定めるもの	
(22)	前各項のほか、別に定める場合	別に定める期間

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)